

平成 26 年 能登町消防団出初式

1 月 4 日、能都体育館で能登町消防団出初式が行われ、町内 16 分団の約 300 人の団員が参加しました。式では、消防団活動に功績のあった下記の皆さんに表彰状、感謝状が贈呈されました。

式典終了後、役場能都庁舎前の「宇出津港いやさか広場」で恒例の一斉放水が行われました。下帯姿の団員もいて、寒さをものともせず放水する勇壮な姿に拍手を贈りました。

■消防庁長官表彰 退職消防団員報償

新出鉄夫（元能登町消防団本部・副団長）
小谷弘美（元松波分団・副分団長）
町分 浩（元宇出津第 2 分団・部長）
坂口 衛（元白丸分団・班長）
上野 昇（元上町分団・班長）
横川正次（元岩井戸分団・団員）
井田茂次（元三波分団・団員）

■石川県知事表彰 功労章

柳瀬隆憲（上町・分団長）
永年勤続功労章
小林幸次（山田・部長）
南山正樹（元小木分団・班長）
新谷伸一（小木・班長）
新出崇人（小木・団員）
垣口孝明（上町・班長）
船本隆司（宇出津第 1 分団・班長）
濱谷貴之（宇出津第 1 分団・班長）
谷内博則（山田・班長）
畑下大吾（秋吉・班長）
濱口雅行（高倉・団員）
西田 剛（高倉・団員）

■能登町長表彰 永年勤続功労章

加藤正浩（松波・団員）
吉田義法（不動寺・団員）
大町 学（山田・団員）
森本順二（山田・団員）
大町 実（神野・団員）
新村正人（小木・班長）
青木岳晴（鶴川・団員）
七波正春（鶴川・団員）
竹内満寿夫（鶴川・団員）
瀬戸 悟（柳田・団員）
山下達也（柳田・団員）
河本光徳（小間生・団員）

優良団員表彰

岩坂崇寛（松波・団員）
時長弘志（三波・団員）
河野芳秀（三波・団員）
向峠 昂（岩井戸・団員）
宮下 守（山田・班長）
上見正人（小木・団員）
嵐 友宏（高倉・団員）
石渕浩司（山田・団員）
森本裕次郎（高倉・団員）
大畠 徹（山田・団員）

鳴瀬健司（秋吉・団員）

出村喜一（宇出津第 2・団員）
高木功次郎（宇出津第 1・団員）
玉地大輔（宇出津第 1・団員）
和田祐一（小木・団員）
芳野瑛司（小木・団員）
紺谷康洋（岩井戸・団員）

■消防団長表彰 精勤章

本谷真澄（高倉・団員）
辻本 勉（宇出津第 1・団員）
坂下真也（鶴川・団員）
出村俊幸（山田・団員）
新田俊幸（白丸・団員）

◎新入団員（8 人）

脊戸幸治（高倉）
天幸竜弥（三波）
中町幸司（小木）
山口神一（松波）
加原慎太郎（松波）
西谷内一史（松波）
浅井一仁（松波）
長谷 誠（秋吉）



▲出初式終了後、各地で放水が行われた（町野川・石井地内）



（写真左）漁師のおかみさん市には豊かな海の幸が並んだ。
（写真右）農業委員会はつきたての餅を振る舞った。用意されたもち米は約 110 キログラム。募金箱を設置し被災地への支援を呼びかけた。



五感まるごと能登づくし

【宇出津港】

のと寒ぶりまつり

1月19日 宇出津港いやさか広場



①いけすからあふれんばかりの、見事なブリ。
②オープニングで披露された彌樂太鼓保存会の演奏に、大きな拍手が贈られた。
③ブリの解体を行っているメインテントには人が押し寄せた。
④次々にブリが解体される。包丁さばきに見入る人も多く見られた。
⑤家族連れや若者のグループの姿も多く見られた。それぞれに炉端焼きなどで、温かい食事を楽しんだ。

1 月 19 日、役場能都庁舎前「宇出津港いやさか広場」を会場に「のと寒ぶりまつり」が開かれました。新聞などでブリの豊漁が伝えられていることもあり、多くの人が訪れました。午前 10 時、イベントは彌樂太鼓保存会の力強い演奏によって始められました。広場には、漁師のおかみさ

ん市のほか、炉端焼き、「ぶりしゃぶ」など町内の飲食店や団体によるグルメメントが並び、長い行列ができていました。
能登町宇出津港を代表するブランド魚の一つ「のと寒ぶり」の解体も行われ、来場者は鮮やかな包丁さばきを見守りました。



◆申告会場と日程

〈受付時間〉9:00 ～ 16:00

■役場会場 役場能都庁舎 2 階ロビー
2 月 17 日(月)～3 月 17 日(月) 〈土・日曜を除く〉

■各庁舎・各支所、出張所会場
【高倉会場】高倉公民館 2 階ホール
2 月 17 日(月)

【小木会場】小木地区活性化センターロビー
2 月 18 日(火)～21 日(金)

【鶴川会場】鶴川公民館 2 階ホール
2 月 24 日(月)、25 日(火)

【柳田会場】柳田庁舎情報センター 1 階研修室
2 月 26 日(水)～3 月 5 日(水)〈土・日曜を除く〉

【松波会場】内浦庁舎 3 階第 1 会議室
3 月 7 日(金)～14 日(金)〈土・日曜を除く〉

〈ご注意・お願い〉

○瑞穂・神野・白丸・不動寺公民館での出張申告はありません。

○前年収入がなかった人の申告書は、税務課、柳田・内浦サービス室、小木支所、鶴川支所、高倉出張所の窓口でも提出できます。また、町内各公民館に保管箱を設置しますので、そちらもご利用ください。

○所得税の確定申告には、源泉徴収票（原本）の添付が必要です。

○領収書等は整理のうえ、事前の計算をお願いします。

○青色申告の人は税務署で申告してください。（町申告会場では受付できません。）

◆郵送での申告

ご自分で町民税・県民税申告書を作成できる人は、郵送による申告が便利です。申告会場に持参することなく、ポストに投函するだけで申告ができます。郵送する場合は、記載漏れや関係書類の添付漏れがないかをよく確認してください。後日、申告内容などをお尋ねする場合がありますので、連絡先電話番号は必ず記入してください。また、申告書控用が必要な場合は、80 円切手を貼った返信用封筒（定形）を同封してください。

宛先
〒 927-0492
石川県鳳珠郡能登町字宇出津新1字197番地1
能登町役場税務課 宛
(郵便番号を記載すれば住所は省略できます。)

■町民税・県民税（国民健康保険税・後期高齢者医療保険料・介護保険料）の申告

賦課期日（平成 26 年 1 月 1 日）に町内に住み、以下の項目に該当する人は申告が必要です。

●平成 25 年中に所得があった人 ●国民健康保険に加入している人 ●後期高齢者医療保険に加入している人及びその家族

●介護保険に加入している人及びその家族

●給与所得者で、下記の①、②、③のいずれかに該当する人

①勤務先から町役場に給与支払報告書が提出されていない

②給与以外の所得がある（給与以外の所得の合計が 2 0 万円を超える場合は確定申告が必要）

③昨年中に勤務先を退職した（給与所得だけで勤務先から町役場へ給与支払報告書が提出されている場合必要ありません）

●障害年金や遺族年金、雇用保険などの非課税収入のみの人

●平成 25 年中に親族に扶養されていた人で所得（非課税）証明書が必要な人

●所得が公的年金だけで、「公的年金の源泉徴収票」に記載のない所得控除を受けたい人

*税務署に確定申告をする人は申告の必要がありません。

■収入がなくても申告

所得税は収入(所得)がないと申告の必要がありませんが、町民税・県民税の申告は国民健康保険税、後期高齢者医療保険料、介護保険料、の算定などの資料にもなるため、収入がなくても申告してください(税務署に確定申告をする方を除く)。申告していないと「収入がない」ことが把握できず、各種行政サービスを適切に受けられない場合があります。

申告書には「前年所得のなかった方が記入する欄」がありますので、その旨を記載するだけで申告できます。これにより、さまざまな手続きに必要な非課税証明書をとることができます。

●申告が必要となる主なもの

☐国民健康保険税、後期高齢者医療保険料、介護保険料の賦課決定

☐高額医療費や高額介護サービス費の自己負担限度額の決定と各種医療証の区分判定

☐国民年金保険料免除申請 ☐公的年金の請求 ☐保育料の決定

☐児童手当や就学奨励金などの申請

☐公営住宅入居資格審査などの資料 ☐臨時福祉給付金の申請

◆税務署による相談

2月18日(火)、19日(水)の2日間、能都庁舎4階ホールにおいて、輪島税務署と合同で「確定申告相談会」を開催します。営業等所得、不動産所得、配当所得、土地建物・株式等の譲渡所得等がある人は、できるだけこの2日間にお越しください。

自身でパソコンを利用してe-Taxによる申告ができるコーナーも設けてあります。この機会にe-Taxを経験していただき、e-Taxの便利さを実感してください。(利用するには電子証明書付住民基本台帳カードが必要です)のでご持参ください。)

3月5日(水)にも能都庁舎2階ロビーに税務署窓口を開設しますのでご利用ください。 ☎輪島税務署 ☎ 0768-22-2241

平成 25 年分所得税、平成 26 年度分町民税・県民税(国民健康保険税、後期高齢者医療保険料、介護保険料)の申告受付は 2 月 17 日(月)から 3 月 17 日(月)までです。期限内の申告をお願いします。

システムでスムーズな申告

能登町では、申告会場でパソコンによる申告受付システムを活用しています。このシステムにより、皆さんが申告に必要なもの(下記参照)を持参するだけで、申告書記入の手間を省き、スムーズに申告ができるように対応しています。

各世帯への申告書配布については、平成 26 年 1 月 1 日現在で、能登町に住民登録をしている人の世帯につき 1 枚配布いたします(2 月配布)。申告書が必要な人は役場や公民館に予備がありますのでお受け取りください。2 月から町ホームページからもダウンロードできます。

☎税務課 ☎ 62—8 5 0 5

◆申告に必要なもの

☐	印かん（必ずご持参ください）
☐	平成 25 年中の収入のわかる書類（給与・報酬・賃金・年金のある人は源泉徴収票）
☐	生命保険料・地震保険料控除などを受ける人は控除証明書
☐	国民年金保険料などを申告する人は納付額の証明書または領収書
☐	障害者控除を受ける人は障害者手帳・療育手帳、障害者控除対象者認定書（要介護認定を受けている人で、一定の基準に該当する場合は申請により交付されます。基準該当の可否は健康福祉課介護保険係までお問い合わせください。）など確認できるもの。
☐	医療費控除を受ける人は医療費の領収書、補てんされる金額の明細書（ご自分で領収書・レシートの整理、集計をしておいてください）
☐	寄附金控除を受ける人は寄附先、寄附額を証明するもの
☐	住宅借入金等特別控除を受ける人はその必要書類
☐	農業所得の申告をするときは、収支内訳書を記入のうえ、収入、支出のわかるもの
☐	所得税の還付を受ける人は本人名義の金融機関名、口座番号がわかるもの



町職員の給与等のあらまし

「能登町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例」に基づき、町職員の給与や職員数などの状況を公表します。

町職員の給与は、民間企業の給与や国、他の地方公共団体の給与との均衡を考慮し、人事院および石川県人事委員会の給与勧告を参考に、町議会の議決を経て定めています。

行政の透明性を確保し、町民の皆さんに一層のご理解をいただけるよう、職員に支給している給与等のあらましをお知らせします。

なお、詳しい情報は町のホームページでもご覧いただけます。

1. 人件費の状況（普通会計決算）

区 分	住民基本台帳人口(24年度末)	歳出額 A	実質収支	人件費 B	人件費率 B / A	23年度の 人件費率
24年度	20,085 人	15,469,951 千円	233,989 千円	1,877,520 千円	12.10%	14.50%

2. 職員給与費の状況（普通会計決算）

区 分	職員数 A	給与費（職員手当には退職手当を含まない）				一人当たり給与費 B / A
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B	
24年度	256 人	848,301 千円	76,045 千円	309,428 千円	1,233,774 千円	4,819 千円

3. 職員の初任給の状況（平成 25 年 4 月 1 日現在）

区 分		能登町	石川県	国
一般行政職	大 学 卒	172,200 円	172,200 円	163,987 円 (172,200 円)
	高 校 卒	140,100 円	140,100 円	133,418 円 (140,100 円)
技能労務職	高 校 卒	137,200 円	—	—

注：国家公務員欄におけるかつこ書は、給与改定特例法による措置がないとした場合の値（減額前）です。

4. 職員の平均給料月額および平均給与月額の状況（平成 25 年 4 月 1 日現在）

区 分	能登町			国		
	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
一般行政職	44.2 歳	312,651 円	330,221 円	43.1 歳	307,220 円 (332,446 円)	376,257 円 (405,463 円)
技能労務職	49.7 歳	253,321 円	263,368 円	49.9 歳	272,119 円 (286,850 円)	309,534 円 (325,400 円)

5. 一般行政職の級別職員数の状況（平成 25 年 4 月 1 日現在）

区 分	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級
職 名	主 事 師 主 技 師	主 事 師 主 技 師	主 幹 係主 査	課長補佐 主 幹	課 長 課 参 事	課 長
職員数	1 4 人	2 5 人	8 2 人	3 0 人	2 0 人	1 6 人
構成比	7.50%	13.40%	43.80%	16.00%	10.70%	8.60%

注：能登町職員の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数です。

6. 職員手当の状況

6―①期末・勤勉手当（25 年度）

区 分		能登町	国
支 給 率	期末手当	2.60 月分	2.60 月分
	勤勉手当	1.35 月分	1.35 月分
	計	3.95 月分	3.95 月分
加算措置		職制上の段階、職務の級などによる	

6―②退職手当（24 年度）

区 分		自己都合	勤奨定年
支 給 率	勤続 20 年	23.50 月分	30.55 月分
	勤続 25 年	33.50 月分	41.34 月分
	勤続 35 年	47.50 月分	59.28 月分
	最高限度	59.28 月分	59.28 月分
平均支給額		16,537 千円	
加算措置		定年前早期退職の場合 2 ～ 20%加算	

6―③通勤・扶養手当 国の基準と同じ

6―④時間外勤務手当（普通会計）

24 年度	支給総額	13,183 千円
	職員 1 人当たり支給年額	51 千円

6―⑤特殊勤務手当（24 年度普通会計）

区 分	全 職 種
職員全体に占める手当支給職員の割合	26.20%
支給対象職員 1 人当たり平均支給年額	73 千円
手当の種類（手当数）	7 種類

7. 特別職の報酬等の状況

区 分		月 額	期 末 手 当
給 料	町 長	820,000 円	6 月期 1.40 月 12 月期 1.55 月 計 2.95 月
	副町長	590,000 円	
報 酬	議 長	275,000 円	6 月期 1.40 月 12 月期 1.55 月 計 2.95 月
	副議長	245,000 円	
	議 員	225,000 円	

8. 給与水準（ラスパイレス指数※）

区 分	23 年度	24 年度
能 登 町	90.5	98.3
県内町	89.5	96.8
全国町村	95.3	103.3

※国を 100 としたもの

9. 部門別職員数の状況（4 月 1 日現在）

区 分		職員数		前年比
		24 年度	25 年度	
一般行政	議会	4	4	0
	総務	76	74	△ 2
	税務	14	14	0
	労働	2	2	0
	農林水産	15	14	△ 1
	商工	7	7	0
	土木	13	13	0
	民生	65	61	△ 4
	衛生	30	32	2
	小計	226	221	△ 5
特別行政	教育	30	29	△ 1
公営企業 等会計	病院	138	129	△ 9
	水道	13	12	△ 1
	下水道	6	7	1
	その他	17	16	△ 1
合 計		174	164	△ 10
合 計		430	414	△ 16

10. 定員適正化計画

①適正な定員管理

徹底したスクラップ・アンド・ビルドにより、総数の増加を極力抑制するなかで、政策の変化や業務量の変化に応じた職員の適正配置に努めています。

②採用・退職の状況

区 分		22 年度 (人)	23 年度 (人)	24 年度 (人)	25 年度 (人)
前年度 退職者等	行政職等	31	25	34	16
	医療職	10	5	8	19
新規 採用等	行政職等	9	16	18	7
	医療職	5	9	10	12
年度当初職員数		449	444	430	414
前 年 比		△ 27	△ 5	△ 14	△ 16